

宮崎県公報

平成27年5月11日(月曜日) 第 2690 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

目 次

± =

○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療

) の指定(2件) …………(障がい福祉課) 1

○民有林の保安林の指定(2件)………(自然環境課)1

 ○道路の区域の変更 (2件) ……
 (道路保全課) 2

 ○道路の供用の開始 ……
 (″) 2

公 告

○開発行為に関する工事の完了…………(建築住宅課) 2

公安委員会公告

告示

宮崎県告示第 318号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び 更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
医療法人隆徳会 鶴田病院	西都市	腎臓に関する 医療	平成27年 5月1日

宮崎県告示第 319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び 更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
きたうら薬局	延岡市	薬局	平成27年 5月1日
二葉薬局小林中央店	小林市	薬局	平成27年 5月1日
二葉薬局野尻	小林市	薬局	平成27年 5月1日

宮崎県告示第 320号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の 2 第 1 項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町下三ケ字西林 7 - 4

 $\sqrt{7-5}$, 7-8から7-10まで、7-21

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字西林 7 - 4 • 7 - 5 • 7 - 8 から 7 - 10まで・7 - 21 (以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 321号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字出来所 2636-1、字上庭谷3838-3、3859-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置い て縦覧に供する。)

宮崎県公報

宮崎県告示第 322号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年5月11日から平成27年5月25日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	X	間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種	類				の別	(メートル)	(メートル)
6	県道	道	日之影 宇目線	西日村町 之 七村8765 地 郡 字番 で	丁大字 三下尾 9番 9 コララー コラー大 三8764	新	12. 0~ 38. 0 12. 0~ 27. 0	120. 5 120. 5

宮崎県告示第 323号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年5月11日から平成27年5月25日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の幅量	延長
番号	種 類	哈 林石		の別	(メートル)	(メートル)
339	県道	塩鶴木崎線	宮崎市大字 鏡洲字竹ノ	旧	6.3 ~ 12.3	198.5
			内 400番 8 地先から同 市同大字同 字 379番 5	新	11.8~ 24.3	198. 5
			地先まで			

宮崎県告示第 324号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 5 月11日から平成27年 5 月25日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	ロタシウノフ	EZ 88	44 円間 44 の 押口
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
339	県道	塩鶴木	宮崎市大字	平成27年 5 月11日

	崎線	鏡洲字竹ノ 内 400番 8 地先から同 市同大字同 字 379番 5 地先まで	
--	----	---	--

公 告

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第2項の規定により 許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成27年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に	開発許可を受けた者の
含まれる地域の名称	住所及び名称
日南市北郷町大藤字陣之平甲 1829番1外24筆、字陣之平甲 1830番2の一部、字山澄甲18 47番の一部、字柿木ヶ迫甲19 28番の一部、字柿木ヶ迫甲19 32番の一部、字柿木ヶ迫甲19 33番2の一部、柿木ヶ迫甲19 35番2の一部、柿木ヶ迫甲19 37番の一部、柿木ヶ迫甲1937 番1の一部、柿木ヶ迫甲1950 番2の一部、柿木ヶ迫甲1969 番1の一部、柿木ヶ迫甲1970 番の一部、柿木ヶ迫甲1970	宮崎県宮崎市青葉町24番地 九州丸和林業株式会社

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第11号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成27年5月11日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実	施	日	時
交通誘導警備	2級	平成27年 8 ら午後 5 時			9 時30分か

- ※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。
- 実施場所
 宮崎市清武町今泉丙2559番地1
 宮崎県建設技術センター
- 3 定員

30人(受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している 警備員

- 5 検定申請手続
- (1) 受付期間

平成27年6月29日(月)から7月10日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

- (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
 - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に 住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
 - エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
 - オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により 納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合に も返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ゥ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全の連警備業係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

平成 27 年 5 月 11 日(月曜日) 第 2690 号	宮 崎 県 公 報